議第154号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年９月17日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内公立病院等の小児科、産科または麻酔科の診療等に従事した者に係る滋賀県専門研修医研修資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第10号の規定に基づき、議決を求める。

１　貸付けの相手方

ほか２人

２　金　　額　　7,200,000 円

（参　考）

2,400,000円×　3人＝　7,200,000円